

風営法3号ダンス飲食営業規制

-風営法の目的実現のため真に適正な規制の在り方-

弁護士 齋藤 貴弘

現行風営法におけるダンス飲食営業規制

・ダンス飲食店の深夜営業(クラブ営業)不可能

風俗営業許可を取得したとしても深夜営業禁止
営業の性質上、深夜営業なしには経営困難。

・日中のダンス飲食営業も違法 / グレーゾーン

カフェやレストラン、ギャラリー、イベントスペース、ライブハウス等でのDJ・ダンスパーティ。高校生のDJ・ダンスパーティ。

夜12時までは風俗営業許可を取得することで営業可能。

しかしながら、

深夜前の時間帯は、カフェやレストラン、ギャラリー等でDJ/ダンスパーティが行われることが多いが、18歳未満の立ち入り禁止・18禁の掲示義務、外部からの店舗内見通し禁止規制があるため許可取得困難。

風俗営業許可取得のためには66㎡の客室面積が必要であるため、都心部に多くある小規模店舗は許可取得不可能。

深夜酒類提供店として営業する事業者が増加する要因。
深夜以外の時間帯でのダンス飲食営業が広がらない要因。

産業実態と風営法の規制内容の乖離。
風営法ダンス営業規制の合理性を支える立法事実が時代とともに変化

ダンス産業の多様な広がり、ポテンシャルの高さ

ダンス飲食産業は、文化、観光、教育等々広範囲において、相当規模の産業に成長。

都市機能の24時間化、国際都市化が進む中での、ナイトエンターテイメントとしてのクラブ営業の経済的文化的価値

深夜以外のDJ/ダンスイベントの潜在的可能性も大きい

(DJ/ダンスが飲食やアートに高い付加価値、クリエイティブなアイデア・ビジネスのコネクトの場)

DJやアーティスト、ダンサー、映像作家、従業員スタッフ、音響技術者等の多くのクリエイティブ層の雇用創出の場であり、育成の場。

音楽や映像作品、ファッション等の文化産業の拠点に。

各種音響機器メーカー、酒類関連企業等の関連産業。



現行規制により違法営業/グレーゾーンの範疇としておくことのデメリットを真剣に検討すべき時期。

全てのダンス飲食営業を違法/グレー状態としかねない現行風営法規制では、立法目的が阻害。
ダンスの持つ多様な価値を健全に成長させることが困難な構造を作出している。

風営法の立法目的

- ①善良の風俗と清浄な風俗環境の保持
- ②少年の健全育成
- ③風俗営業の健全化、適正化促進

ダンス飲酒営業を違法・グレーゾーンに置くことの弊害

優良資本の新規参入障壁。
遵法意識の高いクラブほど摘発リスクのため撤退傾向。
遵法意識を欠く事業者の参入誘導リスク。

業界団体を作るなどの組織的な自主規制策定困難。

届出内容と営業形態が異なり、警察による管理や指導困難。

地域との連携・地域貢献が困難。良識ある店舗の個別対応のみ。



業界の発展という面のみならず。善良な風俗維持や少年の健全育成が困難な状況を生み出しかねない。
現行風営法のダンス営業規制には風営法の目的達成を阻害している構造的な問題があるのでは？

クラブ営業の問題点について警察見解 (規制改革ホットラインにおいえる風営法改正提案に対する警察庁の回答より)

「暴力団員等の悪質な営業者による不適切な営業行為により風俗上の問題が生じ得る」

現行風営法による欠格要件は必要であるが、イタチゴッコを回避して、同規制を有効に機能させるためにどうすべきか、という視点が重要。欠格要件を実効的なものとするためには、警察と連携の上で、業界団体等による組織的、継続的な取り組みが必要。またダンス業界をグレーゾーンにしておくことで、逆に遵法精神が高い健全企業の参入障壁になりかねないという問題。

「騒音等により営業所の周辺地域の生活環境が悪化し得ること」

風営法に加え、真に実効的な生活環境悪化防止策を検討策は？

風営法には店舗外騒音についての規制が存在せず、店舗外での酔客による騒音抑止には限界。

良識あるクラブ事業者は店舗外にスタッフを置くなど努力を続けているが、加えて事業者団体等による組織的対応も必要。

二次騒音はクラブだけの問題ではなく、カラオケや居酒屋との連携も必要。

「酒に酔って公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律」「各地域の迷惑防止条例」等の運用の工夫

「18歳未満の者を客として営業所に立ち入らせること等により少年の健全な育成を阻害」

深夜や夜の時間帯に、風営法や条例等で18歳または20歳未満の者の立ち入りを規制することは当然必要だが、これをどう実効的なものにするのか、という視点が重要。

事業者によるIDチェック等が必須であり、その徹底のため業界による組織的対応が必要。

18歳未満の者の立ち入りを防ぐために、大人も含め一律深夜営業を禁止するのは立法目的達成のため行き過ぎた制約。

また現行風営法では日中だったとしても18歳未満の者は一律禁止であり、この点でも行き過ぎた制約に。

「営業所内外における暴行・傷害事案、女性に対する性的被害」

当然に防がなければならないが、風営法での店舗外での事件防止は限界があるし、

店舗内での事件防止のためには、例えば、店舗規模に応じたセキュリティや防犯カメラの設置など、業界による組織的対応や、警察との連携体制が必要。

風営法単体での規制には限界。

より多角的、構造的な視点をもって、業界団体による自主規制を実効化させ、また地域や警察との連携体制を構築していけるような法設計が必要。

風営法による一罰百戒指揮の個別摘発よりも、遵守可能なルールを策定し、警察と業界が連携して、持続的、継続的なルール遵守体制を構築させる法設計が必要。

現行風営法では、騒音苦情など特段問題がなく、清掃等も行い、文化的産業的に地域に貢献している優良店舗も、騒音苦情などに配慮しない等の問題店舗もいずれも、違法/グレー営業とされている。

この両者を峻別し、優良店舗を合法化し、問題店舗も優良店舗化させていくべき。

そのために必要なのは、

業界団体の積極的役割（自主規制の活用）

地域との連携強化（地元商店街への加盟、清掃等地域貢献）

警察との連携強化

しかしながら、現行風営法ではこれらの実現が困難な構造。

適正なルールのもと、必要な規制緩和を行い、営業を適法化していく。例えば、一定要件の下での営業時間延長、深夜に及ばないダンス飲食営業の拡大。

そのうえで、警察と連携をとりつつ、業界に自浄作用を持たせ、地域と信頼関係を築くための法設計。

CCCC 自主規制基準（案）目録

※本目録は事業者ならびに関連事業が影響を及ぼす関係各方面と相談の上改訂を重ねている段階のもので、今後、必要に応じて適切な条項の追加・変更・削除の可能性があります。

（2013年11月20日現在）

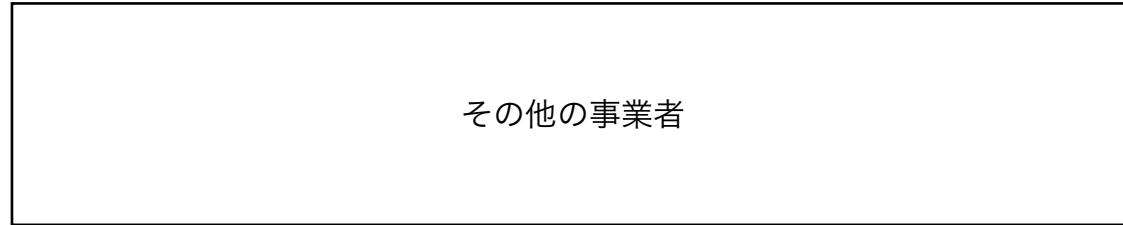
【全店舗共通の基準】

- 1（入店時のＩＤチェック）
- 2（ＩＤの携帯に関する表示）
- 3（酩酊者等の入店の制限）
- 4（酩酊者等への酒類等の提供の禁止）
- 5（飲酒マナーの向上の呼び掛け）
- 6（飲酒運転の防止）
- 7（違法薬物・危険物の持ち込み禁止）
- 8（店内外での各種トラブルの防止）
- 9（店舗管理者の選任）
- 10（防犯責任者の設置）
- 11（監視員の配置）
- 12（接待行為等の禁止）
- 13（暴力団関係者等の排除）
- 14（会員証の掲示）
- 15（「お客様へのお願い」の掲示）
- 16（エントランス周辺での利用者の適切な誘導）
- 17（客引き行為、勧誘行為の禁止）
- 18（補導活動への協力）
- 19（近隣住民への説明）
- 20（地元商店街、近隣住民との親交）
- 21（営業に起因する騒音等の規制）
- 22（施錠設備の禁止）
- 23（室内の見通し等）
- 24（保守点検の徹底）
- 25（安全確保の徹底）
- 26（クワジ事業者の連携）
- 27（巡回調査）
- 28（講習会への参加）
- 29（法令の遵守）

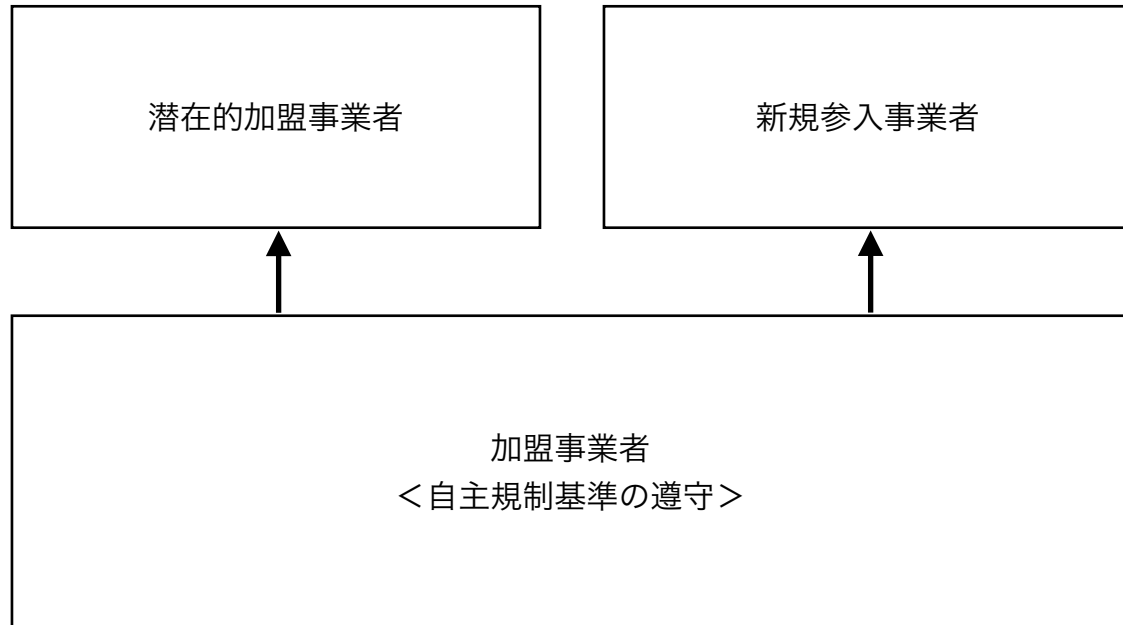
【未成年者の立ち入りを認める店舗についての基準】

- 3 0 (成年者へのスタンプ押印等)
- 3 1 (未成年者の喫煙・飲酒の防止対策)
- 3 2 (未成年者の利用時間の制限)
- 3 3 (未成年者の健全な育成への配慮)

業界団体の役割



異なる自主規制基準を持つ異なる業界団体など



営業内容の似通った潜在的な加盟事業者への働きかけや、新規参入事業者への適切な指導を実施し、自主規制をする。